

令和 7 年第156回
香美町議会（定例会）議案書

令和 7 年12月 2 日

香 美 町

令和7年第156回香美町議会(定例会)議案目次

報告第 7号 委任専決処分をしたものの報告について

委任専決第2号 森区集会所整備工事の請負変更契約を締結することについて
(令和7年10月1日専決)

議案第 93号 第3次香美町総合計画を策定することについて

議案第 94号 香美町過疎地域持続的発展計画を策定することについて

議案第 95号 山田体育館・旧山田子育て子育て支援センター解体撤去工事の
請負契約を締結することについて

議案第 96号 塵芥収集車の購入契約を締結することについて

議案第 97号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 98号 香美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例を定めることについて

議案第 99号 香美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条
例を定めることについて

議案第100号 香美町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例を定めることについて

議案第101号 香美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例を定めることについて

議案第102号 香美町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
例を定めることについて

議案第103号 香美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定め
ることについて

議案第104号 香美町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を定める
ことについて

議案第105号 香美町立幼稚園条例の一部を改正する条例を定めることについ
て

議案第106号 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例を定めることについて

議案第107号 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第108号 香美町立社会体育施設条例の一部を改正する条例を定めること
について

議案第109号 令和7年度香美町一般会計補正予算（第5号）

議案第110号 令和7年度香美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号
）

議案第111号 令和7年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算
（第1号）

議案第112号 令和7年度香美町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第113号 令和7年度香美町公立香住病院事業企業会計補正予算（第2号
）

議案第114号 令和7年度香美町水道事業企業会計補正予算（第3号）

議案第115号 令和7年度香美町下水道事業企業会計補正予算（第2号）

報告第7号

委任専決処分をしたものの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定（平成17年9月15日議決）で指定されたもののうち、下記事件について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月2日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

委任専決第2号 森区集会所整備工事の請負変更契約を締結することについて
（令和7年10月1日専決）

（提案理由）

森区集会所整備工事について、専決処分により請負契約の変更を行ったので、この状況を報告するものである。

委任専決第2号

森区集会所整備工事の請負変更契約を締結することについて

令和7年6月24日付けで請負契約を締結した、森区集会所整備工事の請負変更契約を下記のとおり締結するものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年10月1日

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 森区集会所整備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 兵庫県美方郡香美町村岡区鹿田106番地の1
株本・西岡特別共同企業体
代表者 株本建設工業株式会社香美営業所
所長 仲山 忠夫
構成員 株式会社アイテック西岡
代表取締役 西岡 廣昌 |
| 3 | 契約の内容 | 請負金額「金169,950,000円」を
「金175,474,200円」に変更 |

議案第 93 号

第 3 次香美町総合計画を策定することについて

第 3 次香美町総合計画を別冊のとおり策定したいので、香美町議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 24 年香美町条例第 28 号）第 2 条第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第 3 次香美町総合計画を策定するものである。

議案第 9 4 号

香美町過疎地域持続的発展計画を策定することについて

香美町過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、香美町過疎地域持続的発展計画を策定するものである。

議案第 95 号

山田体育館・旧山田子育て子育て支援センター解体撤去工事の請負
契約を締結することについて

このたび山田体育館・旧山田子育て子育て支援センター解体撤去工事を施工するにあたり、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

よって、香美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年香美町条例第46号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- 1 契約の目的 山田体育館・旧山田子育て子育て支援センター解体撤去工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 金88,341,000円
- 4 契約の相手方 兵庫県美方郡香美町香住区若松43番地
有限会社北村工務店
代表取締役 北村 秀二

（提案理由）

旧山田体育館及び旧山田子育て子育て支援センターが老朽化したため、施設の解体撤去を行うものである。

議案第 96 号

塵芥収集車の購入契約を締結することについて

このたび塵芥収集車を購入するにあたり、下記のとおり購入契約を締結するものとする。

よって、香美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年香美町条例第46号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 塵芥収集車1台を購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金11,290,038円 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県美方郡香美町香住区七日市41番地
有限会社タムラモータース
代表取締役 田村 和也 |

（提案理由）

平成27年に購入した塵芥収集車が老朽化したため、更新を行うものである。

議案第 97 号

損害賠償の額を定めることについて

令和 7 年 10 月 16 日に発生した医療事故の損害賠償の額を、下記のとおり決定するものとする。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事故発生年月日 | 令和 7 年 10 月 16 日 |
| 2 | 事故発生場所 | 川会歯科診療所（香美町村岡区入江地内） |
| 3 | 相手方 | 香美町内 男性 |
| 4 | 損害賠償額 | 金 42,670 円 |
| 5 | 事故の概要 | 川会歯科診療所において、歯科治療の際、誤って患者の口腔内に充填物を落下させ患者が誤飲した。 |

（提案理由）

医療事故に伴う損害を賠償するため、損害賠償の額を定めるものである。

議案第 98 号

香美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて

香美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）の施行並びに乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 96 号）の公布に伴い、香美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるものである。

香美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければ

ばならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措

置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
 - (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
 - (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
 - (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
 - (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火

		構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその 1 に至る歩行距離が 3 0 メートル以下となるように設

けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以

上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得

るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年香美町条例第29号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 町長は、法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の規定による乳児園等通園支援事業の認可は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第 99 号

香美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を
定めることについて

香美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）の公布に伴い、香美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めるものである。

香美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を

行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- (1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども
- (2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない

ない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等

通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力す

るよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児

等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出

については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するも

の

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第100号

香美町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

期末手当の支給割合を変更することに伴い、香美町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年香美町条例第36号）の一部を改正する必要があるため、所要の改正を行うものである。

香美町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 香美町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年香美町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中12月1日の項を次のように改める。

12月1日	100分の235	100分の188	100分の141	100分の70.5
-------	----------	----------	----------	-----------

第2条 香美町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中6月1日及び12月1日の項を次のように改める。

6月1日	100分の232.5	100分の186	100分の139.5	100分の69.75
12月1日	100分の232.5	100分の186	100分の139.5	100分の69.75

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香美町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

議案第101号

香美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

期末手当の支給割合を変更することに伴い、香美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年香美町条例第39号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 香美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年香美町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中12月1日の項を次のように改める。

12月1日	100分の235	100分の188	100分の141	100分の70.5
-------	----------	----------	----------	-----------

第2条 香美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中6月1日及び12月1日の項を次のように改める。

6月1日	100分の232.5	100分の186	100分の139.5	100分の69.75
12月1日	100分の232.5	100分の186	100分の139.5	100分の69.75

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

議案第 102 号

香美町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
を定めることについて

香美町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 7 年 8 月 7 日付けの人事院勧告等により、香美町一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年香美町条例第 41 号）、香美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香美町条例第 19 号）及び香美町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 3 年香美町条例第 20 号）の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(香美町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 香美町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年香美町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号ケ中「16,200円」を「16,600円」に改め、同号コ中「18,800円」を「19,700円」に改め、同号サ中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号シ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号ス中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号セ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号ソ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号タ中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第24条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第27条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第28条第2項第1号中「した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105を」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5を」を加え、同項第2号中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50を」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5を」を加える。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第7条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円	円	円
任用短時	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
間勤務職	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500

員以外の 職員	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900

50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			

	97		308,900	359,400			
	98		309,200	359,800			
	99		309,500	360,200			
	100		309,900	360,600			
	101		310,100	361,100			
	102		310,400	361,500			
	103		310,700	361,900			
	104		311,000	362,300			
	105		311,200	362,800			
	106		311,500	363,200			
	107		311,800	363,500			
	108		312,100	363,800			
	109		312,300	364,200			
	110		312,600				
	111		313,000				
	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第7条関係）

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	385,300	441,900	503,400
	2	387,900	443,900	504,900
	3	390,400	445,900	506,400
	4	392,900	447,800	507,900
	5	395,400	449,700	509,400
	6	398,100	451,300	510,900
	7	400,800	452,900	512,400
	8	403,400	454,500	513,900

9	405,500	456,100	515,400
10	408,000	457,900	516,900
11	410,500	459,700	519,000
12	413,000	461,500	521,100
13	415,600	463,300	523,100
14	418,300	465,100	525,000
15	420,900	466,900	527,100
16	423,300	468,700	529,100
17	425,600	470,300	531,000
18	427,800	472,300	533,000
19	429,800	474,200	535,000
20	431,900	476,100	536,800
21	434,000	477,500	538,600
22	435,500	479,200	540,400
23	437,000	481,000	542,200
24	438,500	482,800	544,000
25	439,900	484,600	545,600
26	441,300	486,300	547,400
27	442,800	488,100	549,200
28	444,200	489,900	551,000
29	445,500	491,700	552,600
30	447,000	493,400	554,400
31	448,400	495,200	556,200
32	449,800	497,000	557,900
33	451,100	498,800	559,500
34	452,600	500,700	561,300
35	454,000	502,600	563,000
36	455,400	504,500	564,700
37	456,800	506,400	566,200
38	458,200	508,100	567,800
39	459,500	509,900	569,200
40	460,900	511,700	570,800
41	464,000	513,300	572,300
42	465,900	515,100	573,700
43	467,900	516,900	575,100
44	469,900	518,400	576,400
45	471,600	519,800	577,400
46	473,400	521,500	578,400
47	475,000	523,300	579,400
48	476,600	525,000	580,400
49	478,400	526,500	581,400
50	480,600	527,800	582,100
51	482,800	529,100	583,000
52	484,900	530,400	583,900
53	487,100	532,800	584,700
54	488,900	534,800	585,600
55	490,600	536,800	586,400

56	492, 100	538, 800	587, 300
57	493, 400	540, 600	590, 800
58	494, 800	542, 100	592, 300
59	496, 200	543, 600	593, 800
60	497, 400	545, 100	595, 100
61	498, 600	546, 600	596, 500
62	500, 300	548, 100	598, 000
63	502, 000	549, 500	599, 500
64	503, 600	550, 700	600, 800
65	506, 000	552, 300	602, 400
66	508, 100	554, 200	605, 400
67	510, 000	556, 000	608, 000
68	511, 900	558, 000	610, 700
69	513, 900	560, 200	613, 300
70	515, 900	562, 100	615, 900
71	517, 900	564, 100	618, 500
72	520, 000	566, 200	621, 100
73	522, 200	568, 200	623, 800
74	524, 500	570, 500	626, 400
75	526, 900	572, 800	629, 100
76	529, 300	575, 000	631, 800
77	531, 700	577, 600	634, 200
78	534, 000	579, 900	636, 900
79	536, 300	582, 200	639, 600
80	538, 500	584, 400	642, 400
81	540, 600	587, 100	644, 900
82	542, 700	589, 700	647, 500
83	544, 800	592, 300	650, 100
84	547, 000	594, 900	652, 500
85	549, 100	597, 400	655, 000
86	551, 300	599, 900	657, 600
87	553, 300	602, 400	660, 100
88	555, 300	604, 900	662, 800
89	557, 600	607, 500	665, 500
90	560, 100	611, 400	668, 100
91	562, 400	614, 100	670, 900
92	564, 600	616, 800	673, 500
93	567, 000	619, 700	676, 000
94	569, 400	622, 400	678, 700
95	571, 800	625, 200	681, 500
96	574, 200	628, 100	684, 200
97	576, 800	630, 900	686, 800
98	580, 600	633, 600	689, 200
99	583, 100	636, 400	691, 900
100	585, 600	639, 300	694, 300
101	588, 100	641, 900	696, 900
102	590, 600	644, 700	699, 500

	103	593, 100	647, 500	702, 100
	104	595, 600	650, 300	704, 700
	105	598, 100	653, 100	707, 300
	106			710, 000
	107			712, 600
	108			715, 200
	109			720, 400
	110			723, 000
	111			725, 300
	112			727, 900
	113			730, 600
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 356, 500	円 412, 800	円 488, 500

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

別表第3（第7条関係）

医療職給料表（2）

職員の区 分	職務の級 号給	1 級
		給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円
	1	441, 900
	2	443, 900
	3	445, 900
	4	447, 800
	5	449, 700
	6	451, 300
	7	452, 900
	8	454, 500
	9	456, 100
	10	457, 900
	11	459, 700
	12	461, 500
	13	463, 300
	14	465, 100
	15	466, 900
	16	468, 700
	17	470, 300
	18	472, 300
	19	474, 200
	20	476, 100
	21	477, 500
	22	479, 200
	23	481, 000
	24	482, 800

	25	484,600
	26	486,300
	27	488,100
	28	489,900
	29	491,700
	30	493,400
	31	495,200
	32	497,000
	33	498,800
	34	500,700
	35	502,600
	36	504,500
	37	506,400
	38	508,100
	39	509,900
	40	511,700
	41	513,300
	42	515,100
	43	516,900
	44	518,400
	45	519,800
	46	521,500
	47	523,300
	48	525,000
	49	526,500
	50	527,800
	51	529,100
	52	530,400
	53	531,400
	54	532,700
	55	534,000
	56	535,300
	57	536,300
	58	537,100
	59	537,900
	60	538,700
	61	539,600
	62	540,400
	63	541,200
	64	541,900
	65	542,700
	66	543,500
	67	544,200
	68	545,100
	69	546,000
	70	546,800
	71	547,700

72	548,600
73	549,400
74	550,200
75	551,000
76	551,700
77	552,500
78	553,400
79	554,300
80	555,200
81	556,000
82	556,900
83	557,800
84	558,700
85	559,500
86	560,400
87	561,300
88	562,200
89	563,000
90	564,000
91	565,000
92	566,000
93	567,000
94	568,000
95	569,000
96	570,000
97	571,000
98	572,000
99	573,000
100	574,000
101	575,000
102	576,000
103	577,000
104	578,000
105	579,000
106	580,000
107	581,000
108	582,000
109	583,000
110	584,000
111	585,000
112	586,000
113	587,000
114	588,000
115	588,900
116	589,800
117	590,800
118	591,800

	119	592,700
	120	593,600
	121	594,600
	122	595,600
	123	596,500
	124	597,400
	125	598,400
	126	599,400
	127	600,300
	128	601,200
	129	602,200
	130	603,200
	131	604,100
	132	605,000
	133	606,000
	134	607,000
	135	607,900
	136	608,800
	137	609,700
	138	610,600
	139	611,500
	140	612,400
	141	613,300
	142	614,200
	143	615,100
	144	616,000
	145	616,900
	146	617,800
	147	618,700
	148	619,600
	149	620,500
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額
		円 412,800

備考 この表は、歯科診療所に勤務する医師に適用する。

別表第4（第7条関係）

医療職給料表（3）

職員の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	201,000	239,800	274,400	326,300	372,300
	2	203,100	241,100	275,200	327,700	374,000
	3	205,200	242,400	275,900	329,100	375,600
	4	207,300	243,700	276,700	330,500	377,200
	5	209,300	244,900	277,500	331,900	378,700

	6	211,300	246,000	278,300	333,500	380,300
	7	213,300	247,000	279,100	335,000	381,900
	8	215,100	247,900	279,800	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	347,000	395,900
	16	230,800	257,100	286,000	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	351,600	400,800
	19	235,000	260,200	288,400	353,200	402,300
	20	236,100	261,200	289,100	354,700	403,800
	21	237,200	262,300	289,900	356,000	405,100
	22	238,000	263,200	290,800	357,500	406,400
	23	238,900	264,000	291,700	359,000	407,700
	24	239,700	264,800	292,400	360,500	408,800
	25	240,600	265,600	293,100	361,900	409,900
	26	241,500	266,400	294,000	363,400	411,000
	27	242,400	267,200	294,900	364,900	412,100
	28	243,300	268,000	295,600	366,300	413,200
	29	244,100	268,700	296,400	367,700	414,000
	30	244,900	269,500	297,400	369,300	414,800
	31	245,600	270,300	298,300	370,700	415,500
	32	246,400	271,100	299,300	372,200	416,300
	33	247,100	271,900	300,300	373,400	416,700
	34	247,700	272,700	301,400	374,500	417,300
	35	248,400	273,300	302,400	375,700	417,800
	36	249,100	274,100	303,300	376,800	418,200
	37	249,800	275,000	304,300	377,800	418,600
	38	250,400	275,800	305,300	378,600	418,800
	39	251,000	276,600	306,300	379,500	419,100
	40	251,600	277,300	307,300	380,600	419,400
	41	252,200	278,000	308,200	381,600	419,700
	42	252,800	278,800	309,400	382,600	420,000
	43	253,400	279,600	310,500	383,600	420,300
	44	253,900	280,300	311,600	384,500	420,600
	45	254,300	281,000	312,600	385,300	420,800
	46	254,900	281,800	313,700	386,100	421,100
	47	255,300	282,600	314,800	387,000	421,400
	48	255,700	283,300	315,800	387,800	421,700
	49	256,100	284,000	316,900	388,300	421,900
	50	256,600	284,700	317,900	389,100	422,100
	51	257,100	285,300	319,000	389,900	422,400
	52	257,600	286,000	320,100	390,700	422,700

53	257,900	286,700	321,100	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	391,800	
55	258,500	288,000	323,100	392,500	
56	258,800	288,600	324,100	393,100	
57	259,100	289,300	325,000	393,500	
58	259,400	290,000	326,000	394,000	
59	259,700	290,700	327,000	394,600	
60	260,000	291,300	327,900	395,200	
61	260,300	291,800	328,800	395,600	
62	260,600	292,400	329,500	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	401,500	
74	264,000	299,600	336,100	402,000	
75	264,300	300,000	336,600	402,400	
76	264,500	300,400	337,000	402,800	
77	264,700	300,700	337,600	403,200	
78	265,000	301,000	338,100		
79	265,300	301,200	338,500		
80	265,500	301,500	339,000		
81	265,700	301,800	339,500		
82	266,000	302,000	339,800		
83	266,300	302,300	340,000		
84	266,500	302,600	340,300		
85	266,700	302,800	340,700		
86		303,000	341,100		
87		303,200	341,400		
88		303,400	341,700		
89		303,800	342,000		
90		304,000	342,200		
91		304,200	342,600		
92		304,400	342,900		
93		304,800	343,100		
94		305,000	343,400		
95		305,200	343,700		
96		305,500	343,900		
97		305,800	344,100		
98		306,000	344,400		
99		306,200	344,700		

	100		306,500	344,900		
	101		306,800	345,100		
	102		307,000	345,300		
	103		307,200	345,700		
	104		307,500	345,900		
	105		307,800	346,100		
	106			346,400		
	107			346,800		
	108			347,200		
	109			347,400		
	110	201,000	239,800	274,400	326,300	372,300
	111	203,100	241,100	275,200	327,700	374,000
	112	205,200	242,400	275,900	329,100	375,600
	113	207,300	243,700	276,700	330,500	377,200
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 297,800	円 340,000

備考 この表は、診療所等に勤務する薬剤師、理学療法士等医療技術に従事する職員に適用する。

別表第5（第7条関係）

医療職給料表（4）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300

21	259, 400	277, 800	303, 200	319, 200	352, 400
22	260, 600	278, 800	303, 600	320, 100	353, 600
23	261, 700	279, 700	304, 100	321, 000	354, 700
24	262, 800	280, 700	304, 500	321, 800	355, 800
25	263, 900	281, 500	305, 000	322, 600	356, 800
26	264, 700	282, 400	305, 600	323, 400	358, 100
27	265, 600	283, 300	306, 300	324, 300	359, 400
28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700
29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900
30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400
31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900
32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400
33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600
34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100
35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500
36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900
37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300
38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300
39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700
40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000
41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300
42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200

68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	
105	304,900	335,600	369,900	389,200	
106	305,300	336,100	370,400	389,600	
107	305,700	336,600	370,900	390,100	
108	306,000	337,100	371,400	390,600	
109	306,200	337,500	371,900	391,200	
110	306,500	337,800	372,400		
111	306,700	338,100	372,900		
112	307,000	338,400	373,300		
113	307,300	338,700	373,700		
114	307,500	339,100	374,100		

115	307, 800	339, 400	374, 600
116	308, 000	339, 700	375, 100
117	308, 300	339, 900	375, 500
118	308, 500	340, 200	376, 000
119	308, 800	340, 500	376, 500
120	309, 100	340, 700	377, 000
121	309, 400	340, 900	377, 300
122	309, 700	341, 200	
123	310, 000	341, 500	
124	310, 300	341, 800	
125	310, 500	342, 000	
126	310, 700	342, 300	
127	311, 000	342, 600	
128	311, 400	342, 800	
129	311, 600	343, 000	
130	311, 900	343, 200	
131	312, 200	343, 500	
132	312, 600	343, 700	
133	312, 800	344, 000	
134	313, 100	344, 400	
135	313, 400	344, 800	
136	313, 700	345, 200	
137	313, 900	345, 500	
138	314, 200	345, 900	
139	314, 500	346, 300	
140	314, 800	346, 700	
141	315, 000	347, 000	
142	315, 300	347, 400	
143	315, 700	347, 700	
144	316, 000	348, 100	
145	316, 200	348, 400	
146	316, 400	348, 800	
147	316, 700	349, 200	
148	317, 000	349, 600	
149	317, 200	349, 900	
150	317, 400	350, 300	
151	317, 700	350, 700	
152	318, 000	351, 100	
153	318, 400	351, 400	
154	318, 600		
155	318, 800		
156	319, 100		
157	319, 400		
158	319, 700		
159	320, 000		
160	320, 300		
161	320, 700		

	162	321,000				
	163	321,300				
	164	321,600				
	165	322,000				
	166	322,300				
	167	322,600				
	168	322,900				
	169	323,300				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100

備考 この表は、診療所等に勤務する看護師、助産師及び准看護師に適用する。

第2条 香美町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号タ中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、
同号に次のように加える。

チ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職
員 42,200円

ツ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職
員 45,700円

テ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職
員 49,200円

ト 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職
員 52,700円

ナ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職
員 56,200円

ニ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職
員 59,600円

ヌ 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である
職員 63,000円

ネ 使用距離が100キロメートル以上である職員 66,400円

第27条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月
に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に
改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(香美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 香美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香美町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

給料表の種類 号給	行政職給料表 給料月額	医療職給料表(1) 給料月額	医療職給料表(2) 給料月額	医療職給料表(3) 給料月額
	円	円	円	円
1	195,800	385,300	201,000	221,700
2	196,900	387,900	203,100	223,600
3	198,100	390,400	205,200	225,400
4	199,200	392,900	207,300	227,100
5	200,300	395,400	209,300	228,800
6	202,000	398,100	211,300	230,700
7	203,600	400,800	213,300	232,500
8	205,200	403,400	215,100	234,200
9	206,700	405,500	216,900	235,900
10	208,400	408,000	218,800	237,800
11	210,000	410,500	220,700	239,700
12	211,600	413,000	222,800	241,600
13	213,100	415,600	224,500	243,400
14	214,800	418,300	226,500	245,400
15	216,500	420,900	228,700	247,400
16	218,200	423,300	230,800	249,400
17	219,400	425,600	232,900	251,400
18	221,000	427,800	234,000	253,400
19	222,600	429,800	235,000	255,500
20	224,100	431,900	236,100	257,500
21	225,600	434,000	237,200	259,400
22	227,200	435,500	238,000	260,600
23	228,800	437,000	238,900	261,700
24	230,400	438,500	239,700	262,800
25	232,000	439,900	240,600	263,900

26	233, 700	441, 300	241, 500	264, 700
27	235, 000	442, 800	242, 400	265, 600
28	236, 300	444, 200	243, 300	266, 400
29	237, 600	445, 500	244, 100	267, 200
30	238, 700	447, 000	244, 900	267, 900
31	239, 800	448, 400	245, 600	268, 600
32	240, 900	449, 800	246, 400	269, 300
33	242, 000	451, 100	247, 100	270, 100
34	242, 900	452, 600	247, 700	270, 700
35	243, 800	454, 000	248, 400	271, 300
36	244, 800	455, 400	249, 100	271, 800
37	245, 800	456, 800	249, 800	272, 400
38	246, 700	458, 200	250, 400	273, 100
39	247, 600	459, 500	251, 000	273, 800
40	248, 400	460, 900	251, 600	274, 500
41	249, 200	464, 000	252, 200	275, 200
42	249, 900	465, 900	252, 800	275, 800
43	250, 500	467, 900	253, 400	276, 500
44	251, 100	469, 900	253, 900	277, 100
45	251, 800	471, 600	254, 300	277, 900
46	252, 400	473, 400	254, 900	278, 600
47	253, 000	475, 000	255, 300	279, 300
48	253, 600	476, 600	255, 700	279, 900
49	254, 100	478, 400	256, 100	280, 400
50	254, 700	480, 600	256, 600	280, 900
51	255, 300	482, 800	257, 100	281, 300
52	255, 800	484, 900	257, 600	281, 700
53	256, 200	487, 100	257, 900	282, 000
54	256, 600	488, 900	258, 200	282, 500
55	256, 900	490, 600	258, 500	282, 900
56	257, 200	492, 100	258, 800	283, 300
57	257, 500	493, 400	259, 100	283, 700
58	257, 800	494, 800	259, 400	284, 100
59	258, 100	496, 200	259, 700	284, 400
60	258, 400	497, 400	260, 000	284, 700
61	258, 700	498, 600	260, 300	285, 100
62	259, 000	500, 300	260, 600	285, 500
63	259, 300	502, 000	260, 900	285, 900
64	259, 600	503, 600	261, 200	286, 200
65	259, 900	506, 000	261, 500	286, 500
66	260, 200	508, 100	261, 800	286, 900
67	260, 500	510, 000	262, 100	287, 300
68	260, 800	511, 900	262, 400	287, 600
69	261, 100	513, 900	262, 700	288, 000
70	261, 400	515, 900	263, 000	288, 500
71	261, 700	517, 900	263, 300	288, 900
72	262, 000	520, 000	263, 500	289, 200

73	262,300	522,200	263,700	289,600
74	262,600	524,500	264,000	290,100
75	262,900	526,900	264,300	290,600
76	263,200	529,300	264,500	291,100
77	263,500	531,700	264,700	291,600
78	263,800	534,000	265,000	292,100
79	264,100	536,300	265,300	292,700
80	264,400	538,500	265,500	293,100
81	264,700	540,600	265,700	293,600
82	265,000	542,700	266,000	294,000
83	265,300	544,800	266,300	294,500
84	265,600	547,000	266,500	295,000
85	265,900	549,100	266,700	295,400
86	266,200	551,300		295,800
87	266,500	553,300		296,300
88	266,800	555,300		296,800
89	267,100	557,600		297,200
90	267,400	560,100		297,700
91	267,700	562,400		298,200
92	268,000	564,600		298,700
93	268,300	567,000		299,200

備考

- 1 行政職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての会計年度任用職員に適用する。
- 2 医療職給料表(1)は、診療所等に勤務する会計年度任用職員の医師に適用する。
- 3 医療職給料表(2)は、診療所等に勤務する会計年度任用職員の理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士等医療技術に従事する職員に適用する。
- 4 医療職給料表(3)は、診療所等に勤務する会計年度任用職員の看護師、助産師及び准看護師に適用する。

(香美町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 香美町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和3年香美町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円

3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

第9条第2項中「100分の172.5」との次に「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とを加える。

第5条 香美町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香美町一般職の職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の香美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項及び附則第4項において「第3条改正後会計年度任用職員条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の香美町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「第4条改正後任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例、第3条改正後会計年度任用職員条例及び第4条改正後任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の香美町一般職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の香美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び第4条の規定による改正

前の香美町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例、第3条改正後会計年度任用職員条例及び第4条改正後任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(給与改定の例外)

- 4 この条例の公布の日において、次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員の令和7年4月1日から令和7年12月31日までの間の給与については、第3条改正後会計年度任用職員条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 在職していない者

(2) 香美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第21条第2項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員

(規則への委任)

- 5 附則第3項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第103号

香美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）の施行に伴い、香美町職員等の旅費に関する条例（平成17年香美町条例第43号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

香美町職員等の旅費に関する条例（平成17年香美町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第4号中「職員が」の次に「退職し、又は」を加え、「職員の」を「職員又は」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行業者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され」を「、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「う

ち」の次に「、」を加え、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「交通機関の事故又は」及び「。以下同じ。」を削り、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更し、若しくは取り消す」を「その変更をする」に、「当該旅行について必要な」を「規則で定める」に、「を記載し、これを」を「の記載又は記録をし、当該事項を」に、「提示して行わなければ」を「通知しなければ」に改め、同項ただし書中「当該旅行に関する事項を記載しこれを提示」を「当該事項の記載又は記録を」に改め、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。」を削り、同項中「この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない」を「この限りではない」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食事料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は」を削り、同条第6項から第8項までを次のように改める。

6 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7 宿泊費は、第17条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

8 包括宿泊費は、第18条に規定する合計額により支給する。

第6条第9項中「移転料」を「転居費」に、「住所又は居所の移転」を「転居」に、「路程に応じ一定距離当たりの定額」を「実費額」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 着後滞在費は、第20条に規定する額を支給する。

第6条第11項中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に、「扶養親族の移転」を「家族の移転」に改める。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種類並びに第12条から第15条まで及び第17条から第18条の2までに規定する旅費の内容に基づき」を加え、「旅費により」を「旅費によって」に改める。

第8条から第10条までを次のように改める。

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支払」を「支給又は支払」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出すること

ができる。

- 5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出官等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第12条から第18条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道及びそれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第13条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金

- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第16条 削除

(宿泊費)

第17条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の表に規定する職務の級が10級以下の国家公務員の宿泊費基準額の例により算定した額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第18条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第18条の次に次の1条を加える。

(宿泊手当)

第18条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜当たり2,400円の定額とする。

2 宿泊費又は包括宿泊費が支給される場合であって、次の各号に掲げるときは、宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれるとき 前項に規定する額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれるとき 前項に規定する額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、第1項に掲げる額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらの費用に相当するものを含む。）が支給される場合であって、これらの費用に食費に相当するものが含まれるときは、2,400円の3分の1の額とする。

4 旅行中に自宅（住所又は居所若しくはこれらに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第19条から第22条までを次のように改める。

(転居費)

第19条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第21条第1項第1号又は

第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)の定めるところに準じて、その都度長が定める。

(着後滞在費)

第20条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第21条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第12条から第15条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
 - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第22条 削除

第23条第1号中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第3号を削る。

第25条第3項中「車賃及び食事料」を「交通費及びその他の交通費」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第26条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条各号に掲げる各費用に

ついて、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種類について第17条、第18条、第19条、第20条、第21条第1項及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第27条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「町以外の者から旅費の支給を受ける」に改める。

第28条を第30条とし、第27条の次に次の2条を加える。

（旅費の返納）

第28条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（監督）

第29条 町長は、この条例の適正な執行を確保するため、旅行命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の香美町職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」

という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の香美町職員等の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(香美町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

5 香美町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年香美町条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「とし、日当、宿泊料及び食事料については、別表第1に定める額」を削る。

第5条第3項を削る。

第4項中「前3項」を「前項」に改め、同項を第3項とし、第5項中「別表第3」を「別表第1」に改め、同項を第4項とする。

第6条第1項中「別表第4」を「別表第2」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表第1とし、別表第4を別表第

2 とする。

(香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年香美町条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「車賃、日当、宿泊料及び食事料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

(香美町証人等の実費弁償支給条例の一部改正)

- 7 香美町証人等の実費弁償支給条例（平成 17 年香美町条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「車賃、日当、宿泊料及び食事料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、ただし書きを削る。

第 5 条ただし書きを削る。

(香美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

- 8 香美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年香美町条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「、車賃、日当、宿泊料及び食事料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第 2 項中「、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については」及び「とし、日当、宿泊料及び食事料については、別表第 2 に定める額」を削り、同条第 3 項を削る。

別表第 2 及び別表第 3 を削る。

(香美町病院事業管理者の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

- 9 香美町病院事業管理者の給与及び勤務時間等に関する条例（平成 24 年香美町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「、車賃、日当、宿泊料及び食事料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

議案第 104 号

香美町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を定めること
について

香美町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

香美町立柴山小学校、香美町立長井小学校、香美町立余部小学校、香美町立余部小学校御崎分校及び香美町立余部小学校御崎冬季分校の廃止に伴い、香美町立小学校及び中学校条例（平成 17 年香美町条例第 197 号）の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

香美町立小学校及び中学校条例（平成17年香美町条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第1 香美町立柴山小学校の項から香美町立余部小学校御崎冬季分校の項までを削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第105号

香美町立幼稚園条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町立幼稚園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

香美町立柴山幼稚園、香美町立長井幼稚園及び香美町立余部幼稚園の廃止に伴い、香美町立幼稚園条例（平成17年香美町条例第199号）の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町立幼稚園条例の一部を改正する条例

香美町立幼稚園条例（平成 1 7 年香美町条例第 1 9 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「		を削る。
	香美町立柴山幼稚園	香美町香住区上計 3 4 番地	
	香美町立長井幼稚園	香美町香住区大野 8 3 番地の 1	
	香美町立余部幼稚園	香美町香住区余部 1 6 9 7 番地	
」			

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 106 号

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例を定めることについて

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定
により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の
整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）の施行に伴い、香美町家
庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年香美町条
令第 29 号）、香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例（平成 26 年香美町条例第 30 号）及び香美町放課後児童健
全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年香美町条例第
31 号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年香美町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中「保育士」の次に「（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

(香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年香美町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(香美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 香美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例（平成２６年香美町条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第１号中「保育士」の次に「（兵庫県が法第１８条の２７第１項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士）」を加える。

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第107号

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を定めることについて

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の施行に伴い、香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年香美町条例第29号）の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年香美町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第108号

香美町立社会体育施設条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町立社会体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

香美町立柴山小学校の廃止に伴い、施設の一部を社会体育施設に転用するため、香美町立社会体育施設条例（平成17年香美町条例第213号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町立社会体育施設条例の一部を改正する条例

香美町立社会体育施設条例（平成 17 年香美町条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 香美町立佐津体育館の項の次に次のように加える。

香美町立柴山体育館	香美町香住区上計 34 番地
-----------	----------------

別表第 2 香美町立佐津体育館の項の次に次のように加える。

香美町立柴山体育館	1,800円	2,400円	750円	3,600円	4,800円	1,500円
-----------	--------	--------	------	--------	--------	--------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年度香美町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度香美町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 163,640 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,246,587 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

香 美 町 長 浜 上 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町 税		1,625,100	31,900	1,657,000
	1. 町 民 税	675,600	26,600	702,200
	2. 固 定 資 産 税	783,600	5,300	788,900
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		116,854	389	117,243
	2. 負 担 金	22,921	389	23,310
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		119,704	△1,455	118,249
	1. 使 用 料	89,278	△1,455	87,823
15. 国 庫 支 出 金		1,041,740	16,912	1,058,652
	1. 国 庫 負 担 金	698,768	16,117	714,885
	2. 国 庫 補 助 金	337,461	795	338,256
16. 県 支 出 金		899,491	7,990	907,481
	1. 県 負 担 金	361,783	5,083	366,866
	2. 県 補 助 金	355,873	665	356,538
	3. 委 託 金	181,835	2,242	184,077
18. 寄 附 金		1,316,318	21,740	1,338,058
	1. 寄 附 金	1,316,318	21,740	1,338,058
19. 繰 入 金		1,652,830	91,451	1,744,281
	1. 基 金 繰 入 金	1,652,830	91,451	1,744,281
21. 諸 収 入		599,315	713	600,028
	4. 雑 入	565,093	713	565,806
22. 町 債		1,678,000	△6,000	1,672,000

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 町 債	1,678,000	△6,000	1,672,000
歳入	合 計	17,082,947	163,640	17,246,587

(一般会計)

(一般会計)

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議 会 費		106,429	161	106,590
	1. 議 会 費	106,429	161	106,590
2. 総 務 費		4,296,927	11,113	4,308,040
	1. 総 務 管 理 費	4,056,930	8,266	4,065,196
	2. 徴 税 費	106,018	2,044	108,062
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	63,822	140	63,962
	5. 統 計 調 査 費	10,298	663	10,961
3. 民 生 費		3,160,799	48,531	3,209,330
	1. 社 会 福 祉 費	2,195,758	19,525	2,215,283
	2. 児 童 福 祉 費	964,921	29,006	993,927
4. 衛 生 費		1,189,169	7,972	1,197,141
	1. 保 健 衛 生 費	903,771	16,072	919,843
	2. 清 掃 費	285,398	△8,100	277,298
6. 農 林 水 産 業 費		822,388	7,845	830,233
	1. 農 業 費	531,067	3,813	534,880
	2. 林 業 費	215,993	3,493	219,486
	3. 水 産 業 費	75,328	539	75,867
7. 商 工 費		1,307,189	9,313	1,316,502
	1. 商 工 費	1,307,189	9,313	1,316,502
8. 土 木 費		1,776,357	33,814	1,810,171
	1. 土 木 管 理 費	100,232	2,984	103,216

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	2. 道 路 橋 梁 費	671,135	1,425	672,560
	3. 河 川 費	132,413	3,000	135,413
	4. 住 宅 費	73,139	242	73,381
	6. 都 市 計 画 費	658,001	16,716	674,717
	7. 水 道 費	138,972	9,447	148,419
9. 消 防 費		661,710	8,863	670,573
	1. 消 防 費	661,710	8,863	670,573
10. 教 育 費		1,727,201	36,028	1,763,229
	1. 教 育 総 務 費	258,271	7,136	265,407
	2. 小 学 校 費	319,333	8,461	327,794
	3. 中 学 校 費	231,972	2,114	234,086
	4. 幼 稚 園 費	144,938	5,331	150,269
	5. 社 会 教 育 費	316,370	7,742	324,112
	6. 保 健 体 育 費	456,317	5,244	461,561
歳 出 合 計		17,082,947	163,640	17,246,587

(一般会計)

第2表 地 方 債 補 正

1. 変更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
広域美方苑火葬場整備事業	3,100	証書借入 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は当該見直し 後の利率)	公的資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により、据置期間及 び償還期限を短縮し、 又は繰上償還若しくは 低利に借換えすること ができる。	3,000	補正前と 同じ	補正前と 同じ	補正前と 同じ
河川改良事業	117,600				120,600			
消防施設（常備消防）整備事業	22,200				13,300			

令和 7 年度香美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度香美町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,358 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,360,405 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

香 美 町 長 浜 上 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		156,099	1,123	157,222
	1. 他会計繰入金	148,668	1,123	149,791
8. 国庫支出金		8,404	30	8,434
	1. 国庫補助金	8,404	30	8,434
歳入合計		2,046,161	1,153	2,047,314

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		74,586	1,153	75,739
	1. 総 務 管 理 費	64,420	1,128	65,548
	2. 徴 税 費	10,011	25	10,036
歳 出 合 計		2,046,161	1,153	2,047,314

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		21,612	497	22,109
	2. 他会計繰入金	20,036	497	20,533
歳入合計		33,737	497	34,234

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		22,295	497	22,792
	1. 施 設 管 理 費	22,295	497	22,792
歳 出 合 計		33,737	497	34,234

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		53,722	1,036	54,758
	2. 他会計繰入金	41,745	1,036	42,781
歳入合計		146,557	1,036	147,593

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		125,814	1,036	126,850
	1. 施 設 管 理 費	125,814	1,036	126,850
歳 出 合 計		146,557	1,036	147,593

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		10,333	629	10,962
	1. 基金繰入金	10,333	629	10,962
6. 諸収入		3,197	43	3,240
	1. 雑入	3,197	43	3,240
歳入合計		82,392	672	83,064

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		70,271	672	70,943
	1. 施 設 管 理 費	69,734	672	70,406
歳 出 合 計		82,392	672	83,064

議案第 1 1 1 号

令和7年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度香美町の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和7年12月2日提出

香 美 町 長 浜 上 勇 人

（後期高齢者医療保険事業特別会計）

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠システム導入事業	令和8年度	31,567千円

令和 7 年度香美町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度香美町の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,915 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,577,462 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

香 美 町 長 浜 上 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		598,422	639	599,061
	2. 国庫補助金	218,539	639	219,178
5. 県支出金		350,311	226	350,537
	2. 県補助金	21,922	226	22,148
7. 繰入金		555,811	6,050	561,861
	1. 一般会計繰入金	456,717	5,681	462,398
	2. 基金繰入金	99,094	369	99,463
歳入合計		2,570,547	6,915	2,577,462

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		94,563	2,848	97,411
	1. 総 務 管 理 費	43,336	1,104	44,440
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	50,025	1,744	51,769
2. 保 険 給 付 費		2,179,276	0	2,179,276
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,985,393	△2,500	1,982,893
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	71,961	2,500	74,461
3. 地 域 支 援 事 業 費		213,091	4,067	217,158
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	91,525	2,553	94,078
	2. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	11,566	334	11,900
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	109,782	1,180	110,962
歳 出 合 計		2,570,547	6,915	2,577,462

(介護保険事業特別会計)

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠システム導入事業	令和8年度	54,545千円

令和7年度 香美町公立香住病院事業企業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度香美町公立香住病院事業企業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,344,192 千円	4,570 千円	1,348,762 千円
第2項 医業外収益	204,949 千円	4,570 千円	209,519 千円
第2款 介護老人保健施設収益	231,486 千円	56 千円	231,542 千円
第2項 事業外収益	38,475 千円	56 千円	38,531 千円
第3款 訪問看護ステーション収益	35,842 千円	10 千円	35,852 千円
第2項 事業外収益	11,671 千円	10 千円	11,681 千円
〔 合 計 〕	1,616,374 千円	4,636 千円	1,621,010 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,323,737 千円	22,991 千円	1,346,728 千円
第1項 医業費用	1,294,873 千円	26,350 千円	1,321,223 千円
第3項 特別損失	4,001 千円	△ 3,359 千円	642 千円
第2款 介護老人保健施設費用	271,278 千円	6,977 千円	278,255 千円
第1項 事業費用	269,919 千円	6,977 千円	276,896 千円

（公立香住病院事業企業会計）

第3款	訪問看護ステーション費用	35,449 千円	819 千円	36,268 千円
第1項	事業費用	35,103 千円	819 千円	35,922 千円
第4款	居宅介護支援事業費用	7,017 千円	200 千円	7,217 千円
第1項	事業費用	6,992 千円	200 千円	7,192 千円
	〔 合 計 〕	1,637,481 千円	30,987 千円	1,668,468 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,037,364 千円	34,337 千円	1,071,701 千円

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第9条中「294,852千円」を「295,588千円」に改める。

令和7年12月2日提出

香美町長 浜 上 勇 人

議案第114号

令和7年度 香美町水道事業企業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度香美町水道事業企業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度香美町水道事業企業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入	第1款 水道事業収益	583,367 千円	9,447 千円	592,814 千円
	第2項 営業外収益	214,681 千円	9,447 千円	224,128 千円
	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出	第1款 水道事業費用	641,167 千円	9,447 千円	650,614 千円
	第1項 営業費用	608,869 千円	9,447 千円	618,316 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1)職員給与費	66,748 千円	2,447 千円	69,195 千円

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算第9条中「82,573千円」を「92,020千円」に改める。

令和7年12月2日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（水道事業企業会計）

令和7年度 香美町下水道事業企業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度香美町下水道事業企業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度香美町下水道事業企業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収入	第1款 下水道事業収益	1,362,555 千円	16,522 千円	1,379,077 千円
	第2項 営業外収益	1,019,716 千円	16,522 千円	1,036,238 千円
	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支出	第1款 下水道事業費用	1,245,084 千円	16,522 千円	1,261,606 千円
	第1項 営業費用	1,113,510 千円	16,522 千円	1,130,032 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1)	職員給与費	40,175 千円	2,863 千円	43,038 千円

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算第9条中「659,183千円」を「675,705千円」に改める。

令和7年12月2日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（下水道事業企業会計）